小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱一部改正新旧対照表

小児便性特尼沃思语煤矿光事来夫施安শ一部以止利由对原衣	Ш	小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱	第1~第3 略 1~7 略 8 一部負担額 (1) 対象患者又はその扶養義務者が負担する一部負担額は次の区分ごとに に定める額とする。なお、同一の月における同一の医療機関(同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれの診療 ごとに別の医療機関とみなす。以下同じ。)における診療であっても、 入院と外来による診療が別の期間に行われた場合は、入院、外来別に入院の一部負担額が全し、3人における影響であっても、 入院と外来による診療が別の期間に行われた場合は、入院、外来別に入院の一部負担額及び外来の一部負担額の合計額とうものとする。ただし、 別表1・1 又は3則表1・2 に定める入院者しくは外来の一部負担額の合計額と1の医療機関ごとに、1か月につき、次の各号に掲げる区分によいて、当該者名の保護者の申請に基づき支給することができる。 ① 入院 同一の医療機関ごとに、1か月につき、次の各号に掲げる区分による表の「入院」欄に定める額を限度とする額。 「一 平成20年7月1日から平成20年6月30日まで、別表1-1 二 平成20年7月1日から 別表1-2 (2) 入院以外 同一の医療機関ごとに、1か月につき、次の各号に掲げる区分による表の「外来」欄に定める額を限度とする額。なお、医療保険各法の間による表面での保険調剤及び指定訪問看護については、一部負担額は生じないものとする。 - 平成20年7月1日から平成20年6月30日まで、別表1-1 三 平成20年7月1日から平成20年6月30日まで、別表1-1 三 平成20年7月1日から平成20年6月30日まで、別表1-1 三 平成20年7月1日から平成20年6月30日まで、別表1-1 三 平成20年7月1日から 別表1-2
小光便往休比,然后就听光事————————————————————————————————————	新	小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱	第1~第3 略 第4 実施方法 1~7 略 8 一部負担額 (1) 対象患者又はその挟養義務者が負担する一部負担額は次の区分ごと に定める額とする。なお、同一の月における同場では、それぞれの診療 ごとに別の医療機関とみなす。以下同じ。)における診療であっても、 入院と外来による診療が別の期間に行われた場合は、入院、外来別に、 入院の一部負担額及び外来の一部負担額が生じるものとする。ただし、 、同一の月における人院の一部負担額が生じるものとする。ただし、 別表1 になける入院の一部負担額が生じるものとする。ただし、 同一の月における入院の一部負担額が生じるものとする。ただし、 別表1 にためる人院若しくは外来の一部負担額の合計額がそれぞれ 別表1 にためる人院若しくは外来の自己負担限度額 又は入院の自己負担限度額を超える場合は、当該超える額について、 当該患者の保護者の申請に基づる場合は、当該超える額について、 当該地定の保険調剤及び指定お問る。 の「外来」欄に定める額を限度とする額。 の「外来」欄に定める額を限度とする額。 の「外来」欄に定める額を限度とする額。 (2) 及び(3) 略 第5~第11 略 9及び10 略 第5~第11 略

新		H	
	(<u>別表1-1)</u> <u>小児慢性特定疾患治療研究事業における自己負担限度額表</u>	事業における自己負担限	度額表
	之 近 題	自己負担限度額	度額
		入 院	外来
	生活保護法の被保護世帯及び中国 残留邦人等の円滑な帰国の促進及 び永住帰国後の自立の支援に関す る法律による支援給付受給世帯	0	0
	生計中心者の市町村民税が非課税 の場合	0	0
	生計中心者の前年の所得税が非課 税の場合	2, 200	1, 100
	生計中心者の前年の所得税課税年額が10,000円以下の場合	3, 400	1, 700
	生計中心者の前年の所得税課税年 額が10,001円以上30,000円以下の 場合	4, 200	2, 100
	生計中心者の前年の所得税課税年 額が30,001円以上80,000円以下の 場合	5, 500	2, 750
	生計中心者の前年の所得税課税年 額が80,001円以上140,000円以下 の場合	9,300	4,650
	生計中心者の前年の所得税課税年 額が140,001円以上の場合	11,500	5, 750
	備考:1. 「市町村民税が非課税の場合」	とは、当該年度	(7月1日から翌年の

	新		Ш
(別表1)	事業における自己負担限度額表	6月30日をいう。)において市町村民税が課税され 送第323条により免除されている場合を含む。)場 送第323条により免除されている場合を含む。)場 号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、経 対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽 律(平成11年法律第8号)、災害被害者に対する租赁 予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定 た所得税の額をいう。 上する。 (1) 所得税額を計算する場合には、次の規定 とする。 (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第41条の 第1項 (3) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第41条の 第1項 (4) 所得税額を計算する場合には、次の規定 2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第41条の 第1項 (5) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10 則第12条 3. 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるもの 月12条 3. 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるもの 第1項 (5) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10 別第12条 3. 10円未満の端数が生じた場合は、期り持てるもの 第10号を表す。。 (6) 前年度と当該年度の市町村民税の課題 第0局もも多額なものでは、上記の 近年とする。 近年とする。 (7) 10に該当する額をもので自負担限度額とする。 1/10に該当る額をもので自負担限度額とする。 1/10に該当る額をもので自負担限度額とする。 1/10に該当なるでもの市町村民税によることとする。 所得税又は前年度の市町村民税によることとする。 所得税又は前年度の市町村民税によることとする。 1/10階性特定疾患治療研究事業における自己負担限	6月30日をいう。)において市町村民税が課税されていない(地方税 法第323条により免除されている場合を含む。)場合をいう。 この表の「所得税課税年額」とは、所得税法(昭和40年法律第33 号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、経済社会の変化等に 対応して早急に講すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法 律(平成11年法律第8号)、災害被害者に対する租税の減免、懲収猶 予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算され ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないもの とする。 第1項 10日未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場 同には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えない。 同一生計内に2人以上の対象患者がいる場合は、その月の一部負担 額の最も多額な児童以外の児童については、上記の表に定める額の 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない 所得税又は前年度の市町村民税によることとする。 が得税又は前年度の市町村民税によることとする。 が得税又は前年度の市町村民税によることとする。 小児慢性特定疾患治療研究事業における自己負担限度額差
() 丛 图 裀	自己負担限度額	(2)(3)(4)(5)(6)(7)(7)(8)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)(9)<	自己負担限度額
	入院 外来		入院 外来
生活保護法の被保護世帯及び中国 残留邦人等の円滑な帰国の促進及 び永住帰国後の自立の支援に関す る法律による支援給付受給世帯	0	生活保護法の被保護世帯及び中国 残留邦人等の円滑な帰国の促進及 び永住帰国後の自立の支援に関す る法律による支援給付受給世帯	0 0

	0	2, 200 1, 100	3, 400 1, 700	4, 200 2, 100	5, 500 2, 750	9, 300 4, 650	1, 500 5, 750	「市町村民税が非課税の場合」とは、当該年度 (7月1日から翌年の6月30日をいう。) において市町村民税が課税されていない (地方税法第323条により免除されている場合を含む。) 場合をいう。 と第323条により免除されている場合を含む。) 場合をいう。 この表の「所得税課税年額」とは、所得税法 (昭和40年法律第33号)、租税特別措置法 (昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 (昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。 ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないもただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項 のとする。
田	生計中心者の市町村民税が非課税 の場合	生計中心者の前年の所得税が非課 税の場合	生計中心者の前年の所得税課税年 額が5,000円以下の場合	生計中心者の前年の所得税課税年 額が5,001円以上15,000円以下の 場合	生計中心者の前年の所得税課税年 額が15,001円以上40,000円以下の 場合	生計中心者の前年の所得税課税年 額が40,001円以上70,000円以下の 場合	生計中心者の前年の所得税課税年 額が70,001円以上の場合 1	備考:1. 「市町村民税が非課税の場合」とは、当該年度 (7月1日から翌 6月30日をいう。) において市町村民税が課税されていない (地 法第323条により免除されている場合を含む。) 場合をいう。 2. この表の「所得税課税年額」とは、所得税法 (昭和40年法律第号)、租税特別措置法 (昭和32年法律第26号)及び災害被害者にする租税の減免、徴収猶予等に関する法律 (昭和22年法律第1750規定によって計算された所得税の額をいう。 ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないのとする。 (1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項 全の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項
	0	1, 100	1, 700	2, 100	2, 750	4, 650	5, 750	
兼	o	2, 200	3, 400	4, 200	5, 500	9, 300	11,500	選別 (地) 四 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	生計中心者の市町村民税が非課税 の場合	生計中心者の前年の所得税が非課 税の場合	生計中心者の前年の所得税課税年 額が5,000円以下の場合	生計中心者の前年の所得税課税年 額が5,001円以上15,000円以下の 場合	生計中心者の前年の所得税課税年 額が15,001円以上40,000円以下の 場合	生計中心者の前年の所得税課税年 額が40,001円以上70,000円以下の 場合	生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	(1) 所得稅法第11条第1項。 第2項 (7月1日から翌年) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1

新	B
11第12条 3. 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。 4. 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えない。 5. 同一生計内に2人以上の対象患者がいる場合は、その月の一部負担額の最も多額な児童以外の児童については、上記の表に定める額の1/10に該当する額をもって自己負担限度額とする。 6. 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない所得税又は前年度の市町村民税の課税関係が判明しない所得税又は前年度の市町村民税の課税関係が判明しない所得税又は前年度の市町村民税によることとする。 別紙様式例 3 略別紙様式例 4 略別紙を3 略別紙を3 略別紙を3 略別紙	11第12条 3. 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。 4. 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えない。 5. 同一生計内に2人以上の対象患者がいる場合は、その月の一部負担額の最も多額な児童以外の児童については、上記の表に定める額の1/10に該当する額をもって自己負担限度額とする。 6. 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない所得税又は前年度の市町村民税の課税関係が判明しない所得税又は前年度の市町村民税によることとする。 別紙様式例3 略 別紙様式例4 略